登録団体のみなさまへ

今回、登録していただいた申請書に基づき町内、町外団体の区別をします。

町内団体として認めるのは、登録人数の過半数以上が町内在住、在学及び在勤者であることが条件となります。それ以外は町外団体の扱いといたしますのでご了承下さい。また各施設とも、町主催行事や学校行事が優先となります。

●施設予約から使用までの流れ

基本的な流れとしては、

- ①電話もしくはコミュニティーセンターへ来庁し、利用希望日の空き状況を確認して予約。
- ②利用希望日の1週間前までに申請書を提出。
- ③利用希望日当日にコミュニティーセンターで利用時間分の券を購入。
 - (例)東浜野球場2時間利用(町内)の場合 東浜野球場1時間(町内)1,000円の券を2枚購入。
- ④生涯学習振興課内の受付にて、購入した券と引き換えに鍵を受け取る。
- ⑤終わったら、受付に鍵を返却。
- ※券と引き換えに鍵を受け取るのが原則となります。ですので、利用団体同士での鍵の受け渡しは行なわないでください。

●施設予約方法(社会体育施設)

- ①東浜野球場、青少年広場、東浜テニスコートについては町内団体受付が毎月1日、町外団体が10日からの受付になります(1日又は、10日が土日祝祭日にあたる場合は、それ以降の平日になります)電話は仮予約となりますので使用予定日の1週間前までに申請書を提出して下さい。
- ②東浜野球場について、日曜日の使用は基本的に毎月1団体1回の予約を受け付けます。 (祝日については調整する場合があります)また、1回の使用時間は2時間になります (使用時間は9時~17時:夏場7月から9月は19時まで)
- ③東浜テニスコートは3面ありますが、個人使用申請も認めていますので、全面貸切りは 基本的にできません。(但し、大会等で使用する場合は大会要項等を添えて申請時にそ の旨、申し出て下さい。調整します)

●施設予約方法(学校体育施設)

- ①基本的に学校行事、部活等が優先となります。主に使用できるのは平日夜間(午後8時~10時まで)となります。土、日、祝祭日については調整が必要です。
- ②使用希望日の前月20日(土日祝祭日にあたる際は、それ以前の平日)までに申請書を 提出して下さい。その後、学校側へ申請状況一覧を一括申請し、許可できないものにつ いて後日、教育委員会から連絡します。
- ③不定期で利用する団体につきましては、各学校とも定例団体が割当られていますので、 使用希望日の調整が必要になります。

	1時間あたり		照明を使用する場合		
施設名	使 用	料	1時間あた	こり使用料	※追加使用料
	町内	田外	町内	町外	
青少年広場	200	500	850	1,500	
東浜野球場	1,000	2,000			
東浜テニスコート	300	600			<u>時間を延長した場合は</u> 1時間未満であっても1
各学校体育館	200	500	400	1,000	時間とみなし超過料金
与小グラウンド	200	500			<u>を追加する。</u>
与東小グラウンド	200	500			
与中グラウンド	200	500	600	1,100	

●お願い

- ※使用団体の過失により器具を破損した場合は、使用団体が速やかに原状回復に努めてください。また、必ず教育委員会まで報告すること。
- ※使用団体で出したゴミや空き缶類は必ず持ち帰り、飲酒・喫煙は施設内では絶対に行わないこと。
- ※使用時間は、準備・整理整頓・清掃時間・校外退出時間まで含まれているので、終了時間までには施設(学校)から出ること。
- ※体育館及び運動場付近への路上駐車をしないこと。
- ※体育館内は飲食禁止で、飲み物はフロアー外で飲むこと。
- ※体育館では室内シューズを使用し、所用等で体育館外へ出る時は、必ず外履きに履き替えること。
- ※学校体育施設の使用後は、使用団体で必ず整備し、体育施設内の設備を使用叉は移動した場合は、必ず元の場所へ片づけること。
- ※学校体育施設カギ借用、返却はコミュニティーセンターで行い、カギ貸出簿記入は必ずカギを借用・返却した人が必ず署名すること。
- ※教育委員会は、使用団体の事故については責任を負いませんので、各自自己責任のもと利用すること。また、体育館等に子どもを連れてこないことを原則とし、連れてくる団体は 責任をもって子どもの管理をすること。